

- 今回の豪雨災害は、災害救助法の適用を行った府県が通常よりも多く、交通網の寸断も広範にわたっていることも踏まえ、深刻な影響を受けた風評被害を払拭し、被災地域における旅行需要を喚起するため、災害救助法適用府県等（岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県）を対象に、各府県の判断による地域の実情やニーズにきめ細かく対応した風評被害防止策を迅速に支援する。

風評被害防止のための支援メニュー

1. 周遊旅行の促進

夏期に家族連れや外国人等が周遊旅行する可能性が高い観光地であり、今回の災害における被害が少ないものの、風評被害が生じるおそれのある地域（道後温泉、宮島、倉敷美観地区等を想定）において、「二泊以上」の宿泊をした場合に、宿泊料金を一定程度支援

※岡山・広島・愛媛では一人泊あたり6,000円、その他の府県では4,000円を割引

※熊本地震の際の「ふっこう割」は、実績ベースで一人泊あたり約5,100円の割引

2. ボランティア活動の促進

今後もボランティア活動が行われることが想定される被災地域（真備地区等を想定）において、ボランティア登録者が二泊以上の宿泊をした場合に、宿泊料金を一定程度支援（支援額は上記1.と同様）

3. 代替的交通手段の活用による旅行促進

観光地そのものにおける被害が少ないものの、観光地に至る幹線交通機関の寸断を背景に風評被害が生じるおそれのある地域（飛騨高山、下呂温泉等を想定）において、公共交通事業者等が、当該地域に発着する代替輸送手段を用意し、かつ低廉な料金を設定した場合に、正規料金との差額を支援

※公共交通事業者等にはレンタカー事業者も含む。

(注)2. 及び3. については徳島県及び香川県は支援対象外